

## 会 議 録

名 称	市川市子ども・子育て会議（令和8年度第1回）	
議題及び議題 毎の公開・非 公開の別 ※非公開の場合は公 文書公開条例第8条 の項号を記載する	議題1： こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について 議題2： 国へ求める財政支援（補助金）の承認について 議題3： 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定等に 係る意見聴取について	
開催日時場所	令和8年5月25日（月） 10時00分～11時50分 市川市役所第1庁舎5階 第1委員会室	
出席者	委員	高尾公矢 本蔵達矢 田口安克 緒方恵 河部純 荒井弥生 生田邦彦 吉原正実 吉井麻希 岡山貴子 大竹聡絵 樋口かおり 松延智子 山本美由紀
	事務局 (所管課)	こども家庭部 こども家庭施策課
	関係課等	こども家庭相談課・子育て給付課・こども施設入園課・幼保施設管理課・ 発達支援課
傍聴区分	<input checked="" type="checkbox"/> （0人） ・ 不可	
会議の概要 ※詳細別紙		
配布資料	資料1 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について 資料2 国へ求める財政支援（補助金）の承認について 資料3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の 設定等に係る意見聴取について	
特記事項		

【午前 10 時 開会】

高尾会長	<p>こんにちは。</p> <p>ただいまより、令和8年度第1回市川市子ども・子育て会議を開催いたします。先ほど事務局から連絡がありましたが、1名は欠席でございます。委員の過半数の方が出席されておりますので、委員の過半数の方がご出席ですので会議は成立いたします。</p> <p>次に、本日の会議の公開に関して皆様にお諮りいたします。市川市審議会等の公開の会議の公開に関する指針によりまして、個人が特定できる議題等を審議する場合を除きまして、原則公開することとなっております。</p> <p>本日は、特に非公開にすべき議題はございませんので、公開したいと思っておりますが、ご異議はございますか。よろしいでしょうか。それでは本日の会議は公開することといたします。</p> <p>事務局にお伺いします。 本日、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。</p>
事務局	<p>本日、傍聴希望の方はいらっしゃいません。</p>
高尾会長	<p>はい。それでは議題に入っていきます。 議題1です。こども誰でも通園制度を議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。</p>
こども家庭 施策課長	<p>はい。こども家庭施策課長です。 議題1、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）についてご説明いたします。資料1をご覧ください。</p> <p>こども誰でも通園制度につきましてはこれまで、こちらの会議でこれまでもだいたいご説明させていただいたかと思いますが、内容は未確定な部分が多くございました。先日、こども家庭庁の方から追加で情報提供がございましたことから、この場をお借りしてご紹介させていただきます。まずは1、制度概要です。こども誰でも通園制度は保護者の就労等の状況にかかわらず、一定時間の利用枠の範囲で、一時的に保育園や幼稚園等に通うことができる制度で、これによってすべてのこどもの育ちを応援し、こどもの上質な生育環境を整備するものとされております。</p> <p>本年度からは全国的に本格実施することとなっております、本市におきましても、本年2月議会におきまして、条例が可決されたことを受け、民間の保育園や幼稚園等における実施に向けて現在準備を進めております。</p> <p>次に実施形態です。利用対象となる児童につきましては、保育園等に通っていない6ヶ月から3歳未満、満3歳未満のお子さんで、利用時間の上限は月10時間までとなっております。</p>

実施する場所は保育園、幼稚園、認定こども園のほか、市が定める基準を満たす施設となっており、実施にあたっては一般型と余裕活用型の2種類の形態がございます。

こちら一般型につきましては、既存の保育園とは別にこども誰でも通園制度専用の定員を設定して受けるものでございます。一般型の留意点といたしましては、通常配置している職員に加えて、こども誰でも通園制度に専任する新たな職員を配置する必要があることが挙げられます。一方で、一般型の場合には、通常の施設の定員や利用状況に影響されず、独立した経営ができることとなります。

一方、余裕活用型につきましては、既存の施設において利用児童数が定員に達していない場合のみ、定員枠の範囲内で受け入れを行うものであり、留意点といたしましては、定員いっぱいになる前は、新たな職員を配置せず、既存の職員配置で実施が可能な一方、通常の利用者で定員が埋まった場合には、それ以上の経営ができなくなることから、こども誰でも通園制度としては毎月の受入可能人数が不安定になるといった点が挙げられます。

次に3、利用方法・保護者負担額についてです。利用を希望する際には、まずスマートフォンやパソコンから専用システムにアクセスし、利用の申請を行います。市町村から発行される利用に関する認定証を受領した後、専用システムから初回面談の日時の予約を行います。その後予約した施設で面談を実施し、面談後に実際の利用日を予約していただきます。

そして、実際に施設を利用した後で、利用料を施設に対してお支払いいただくという形になります。なお、保護者負担額につきましては、1人、1時間当たり300円程度を基準として、各施設で設定することとなっております。

次、資料の右上でございます。

4、市から施設に対して支払われる給付についてです。まず基本単価といたしまして、こども誰でも通園制度でこどもを預かった際に、0歳児であれば1時間当たり1,700円、1・2歳児は1時間当たり1,400円が施設に対してお支払いされます。この他、加算項目として、障害児を預かった場合は追加で1時間当たり600円、同じく医療的ケア児を預かったときは2,500円。要支援家庭のこどもを預かったときには600円がそれぞれ加算されます。

また、初回利用時に施設が保護者と事前面談を行った場合、0歳児の場合は1,700円、小さい時は1,400円が給付されるほか、生活困窮世帯が利用する際に、施設が徴収する利用料を減額した場合には、その減額幅に応じて100円から300円、事業者が賃借した建物でこどもの受け入れをした

ときは200円、こどもの成長に関することで、保護者と施設が面談を実施した際には1,400円がそれぞれ追加で給付されることとなります。

次に5、公立保育園における実施状況令和7年度についてです。本市では、今年度からの本格実施に先立ち公立保育園3園で試験的に実施をして参りました。各園の定員は6名ずつに設定し、昨年度の延べ利用者数は1,544名となっております。年齢別で見ると、0歳児が55.2%を占めており、最も利用割合が高くなっております。なお、延べ利用時間数は5,630時間、1回当たりの平均利用時間が3.6時間となっております。

次に6、想定される課題についてです。本市においてこれから想定される課題といたしましては、1点目として、新たな児童の受け入れに必要な保育士数を確保することが困難なのではないかということが想定されます。これまで保育需要の増加が続いたことで、保育士不足は全国的な課題となっております。通常保育においても、受け入れるスペースはあるものの、保育士が確保できないために十分な受け入れができないようなケースも見受けられます。このような状況の中で、こども誰でも通園制度のために追加で職員を確保することについては、施設によっては困難が生じるものと考えられます。

2つ目といたしましては、普段から集団生活に慣れていない児童を預かる際の安全確保が難しいのではないかとということが想定されます。こちらにつきましては、公立保育園における試行的事業におきましては、利用する前に施設の面談を適切に行い、預かる施設がこどもなどの状況を適切に把握すること、また、場合によっては利用の際に親子そろって来ていただくこと等によって対応しており、今後、民間の保育園等で実施する際にも同様の対応を求められることが予想されます。

そして3つ目でございます。こちらは運営する施設側からの問題でございます。現状、給付費単価を先ほど資料の右上でご説明させていただきましたが、こちらの内容では、事業者がこども誰でも通園制度を実施するかどうかの判断がつきづらいという点がございます。

先ほどご説明させていただきました通り、現在国から示されている給付費につきましては、施設側としましては、職員配置やスペース確保等の経営体制を整えているだけでは給付を受けられず、こどもの利用実績に応じて支払われるものとなっておりますことから、利用状況にばらつきがあった場合には、施設側としては、経営的に不安定になってしまうというような可能性があることが懸念されます。施設側からいたしますと、利用者が安定的に見込めるかどうかという点が、経営を実施するかどうかの判断の大きなポイントとなることは想定されますが、全国的な本格実施開始直後の現時点では、各施設は判断が難しいのではないかと考えております。こちらにつきましては、今後、引き続きこども家庭庁

	<p>や、或いは近隣の自治体の状況等を注視しながら、各施設に対して適切な情報提供をして参りたいと考えております。</p> <p>最後に7、今後のスケジュール・予定についてです。当会議終了後、7月から8月にかけて本市において実施する場合の基準等に関する周知を保育園・幼稚園等の各施設に対して行わせていただきます。その後、8月中旬から9月にかけて、施設の補修及び認可手続きの準備を行いながら、10月には当会議におきまして、事業を実施する施設の定員などについて委員の皆様からご意見をちょうだいしたいと考えております。そして早ければ11月から民間の施設による、こども誰でも通園制度の開始ができたということを考えております。説明は以上になります。本日は、本市におけるこれからのこども誰でも通園制度の取り組みについて、委員の皆様からご意見をちょうだいできればと考えております。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
高尾会長	<p>はい。それではこども誰でも通園制度につきまして事務局から説明がありました。ご意見、ご質問ありましたらお願いしたいというふうに思いますがいかがでしょうか。はい。どうぞ。</p>
生田委員	<p>生田です。ちょっと質問させていただきたいのですが、5の公立保育園における実施状況ということで、1年間、3ヶ所の保育園でおやりになって人数的に延べとしては1,500人っていうのは、多いのか少ないのかということと、ご利用の方については平均3.6時間ということで、この数量的な部分っていうのはどんなふうに捉えていただいているのか、ちょっと伺えればと思うのですが。</p>
こども家庭施策課長	<p>はい。こども家庭施策課長です。</p> <p>公立保育園3園で、今年度からの本格実施に先立って、試験的にと申しますか、令和6年度からやっているとございます。北部だと曾谷保育園、中部だと平田保育園、南部は行徳保育園という3園で実施してきたところのございますが、初めての事業ということもあって、どれぐらい来るのだろうというのはもちろんあったかと思ひます。</p> <p>市川市の中では3園だけなので、なかなか近くでない方は利用できないというか、そもそもそんなものがあるのか、っていうこともあったかもしれないので、どちらかと言えばご利用いただけた方なのかなと思ひます。</p> <p>今後これが今年度から本格実施ということで、いろいろなところで実施されることが想定されますので、そうなるとまたご自分の近くでそういったものがあると、利用してみようかなということで、それが周知になっていくのかなと思ひますので、今後本格実施すれば、もうちょっと数字というのは高くなるのが想定されるのかなと思ひます。</p>

	<p>あと、年齢別につきましても、まず0歳児が一番多いということで、先ほどもちょっと課題の点で挙げさせていただきましたが、集団保育をされていないお子さんたちをお預かりする、いわゆる一見さんじゃないですけども、その難しさというのは、当然受ける側からすればあるのかなと思いますので、やみくもに増えればいいというわけでもなく、その施設の状況ですとか、或いは保育士さんの配置ですとか、そういったものを踏まえながら、市として進めていかなければならないのかなと考えております。とにかく、どんどんやればいいじゃないというのは、またちょっと難しいのかなというふうに考えております。以上です。</p>
生田委員	<p>ありがとうございます。そういう中で、お話しいただいた形で、今パイロット事業というのは一般型ということで、職員さんをご用意していただいて、受け入れをできるようになっているという流れだったと思いますが、この総括といいますか、今課長の方からも、難しさというお話があったのですけれども。</p> <p>ただ、この事業の優位性といいますか、相談件数が、すごく0歳児1歳児2歳児の不足について、僕の持っている方々、入所してない方の方が多いという。まだ少し多いですかね、入所しているお子さんよりも。一般で入所されてない方の方が多いということで、様々な悩みですとか、子育てについての問題を抱えている方々もいらっしゃると思いますが、相談件数もかなりあったのでしょうか。</p>
幼保施設管理課副参事	<p>幼保施設管理課でございます。</p> <p>今ご質問がありましたご相談についてですけれども、予約を開始といいますか、登録するとき、お子様の様子であるとか、困りごとですとか、そういうところを電話で聞き取る中で、個別にご相談がある場合には、親子通園の際にお子様を囲んで、お話をする中で解決するということがあるとは思っておりますけれども、相談したいですということでお問い合わせというより、利用したいという中でご相談があるという形が多いと思われまして。以上でございます。</p>
生田委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>国の事業として、そしてまたこれから当然これを大きくしていくという、そういう方針でございますけれども、この収支については、どういうふうに捉えていらっしゃるか。各園に常勤保育士を置いて、部屋を用意してお待ちして、ということだろうと思うのですけれども、その中で市のご負担とか、そういったことについてはこれから、民間でやるにあたって、参考になるところが多いのではないかと思いますので、その点はいかがでしょうか。</p>

<p>こども家庭 施策課長</p>	<p>こども家庭施策課長です。 公立保育園の場合、職員数も多いのでその辺の融通が利きやすいというのがあったのと、スペースも確保できたということで、先ほどの実施形態のところでお話しておりますが、余裕活用型ではなく一般型でできてはいると。 本格実施が今年度からスタートして、民間の保育園、幼稚園でやる場合には一般型と余裕活用型とどちらかになるかとは思いますが、余裕活用型がやっぱり既存の範囲内のできるの、手を挙げやすい部分はあるかと思いますが、やっぱり、通常の保育園のお子さんの中にいるというところは、やはり現場としてもちょっとやりづらい部分はあるのかなと思っています。</p> <p>ただ一方で、一般型だと、保育士を用意したり場所を用意したりしなければいけない。当然それはコスト、運営費等にも関わってくる部分がございます。この誰でも通園制度でございますが、利用状況に応じて国からお金をいただいて、費用をお支払いするという感じになりますので、先ほどちょっと触れさせていただきましたが、どのくらい利用が見込めるのかというところが非常に、運営する方からすると大事な部分になってくるかなと思っています、それがまた運営費との兼ね合いということもあると思います。</p> <p>先日松戸市の職員の方とお話を伺う機会があったときには、駅が近いところですか、そういったところはある程度人が集まるよというお話を伺いました。あとはやっぱり安定的に運営するには一般型の方がよろしいかと思うのですが、今のところ余裕活用型でやっているケースが多いということは担当職員の方からお聞きしたところでございます。</p> <p>市川市もそういったケースが当然想定されると思うのですが、まずは、この秋頃から始められたらというふうに今、準備をしているところでございますが、やりながら市川市としてのこども誰でも通園制度というのを、考えていくということでして、今は国の提示した基準をそのまま市川市でやろうということで考えておりますので、これが今後どういった形で進めるかというのは、皆様からご意見を頂戴しながら、また実績を見ながら、運営する方々の意見を聞きながら進めていけたらと考えております。</p> <p>コストがどうなるのだ、運営がどうなるのだっていうところは、やっぱり一番我々も、こども家庭庁の出方を注視していたところでございます。今後も引き続き状況は見守っていく必要があるかなと考えております。以上です。</p>
<p>生田委員</p>	<p>たくさん疑問なところがありまして、それぞれにお答えいただいて、まことにありがとうございます。</p>

	<p>今現在、余裕型を推進せざるを得ないというか、それで始まるのじゃないかというお話をいただいたのですが、今現在0歳、1歳、2歳の公立・民間保育園の空き状況と伺いますか、受入れる体制が整って、余裕型で受け入れられる状況にあるのかどうかというところは、どうでしょうか。</p>
<p>こども家庭施策課長</p>	<p>はい。こども家庭施策課長です。</p> <p>園によって差があるというか、地域によっても差が出始めております。市川市、これまで待機児童が多くて、全国ワースト何位という時代があったのですが、大分落ち着いてまいりまして、この4月も国基準の待機児童はゼロということで、6年連続ゼロということになっております。地域ごとに見ますとまたばらつきがございます、大きな開発があるとか、畑だったところに家が建つとか、そういったことになるとまたその地域の需要が上がるということもございますので、どこでも足りないというような状況ではなく、空いているところがぽつぽつと見えますが、まだまだいっぱいのところもあって、正直なところ、誰でも通園制度をやるどころの話じゃないというエリアもございますので、その辺はエリアごとに若干違いますし、施設ごとでもあるのかなとは思います。</p>
<p>生田委員</p>	<p>今の公立の事業については、このまま継続をなさるということですね。</p>
<p>こども家庭施策課長</p>	<p>こども家庭施策課長です。一応公立の3園につきましては、今年度もそのままの状態継続をするような感じで捉えています。以上です。</p>
<p>生田委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>園によりましては、いわゆる一般型ができるというふうな園もあろうかと思うのですね。ただ、一般型というのは、すべて人員が揃っていなければいけないという、そういう状況もあろうかと思えます。そうすると、利用者は待っていて、職員を用意して、いろいろしてということは多くあるだろうと思えますね。この制度として子どもたちの成長を助けていくという、やはりその中で、例えば川を渡った東京都におきましては、1人であっても、ある程度は人件費ですか、運営費を多額に用意しているというふうに、金額は分かっているのですが言いにくいので、そういうことができるということです。川を渡るとそうなってしまうという、これは保育の現状を全部が意味を成すわけですが、地域格差が非常に増えているというところを感じます。</p> <p>そういう中でやはりある程度の市の財政或いは国にご要望いただきながら、安定した中で子ども達の育ちを支えていくという制度、公立のみならず、余裕については推進していただくところが大きいと思えますし、それ</p>

	<p>から安定的に職員一同受入れることができますよという体制を整え、一般の保育士を採用するのは非常に難しい中ではありますけれども、そういうことをぜひお考えいただければありがたいというふうに思います。よろしくをお願いします。</p>
高尾会長	<p>よろしいですか。はい。じゃあ、吉原委員さんありましたらご意見。</p>
吉原委員	<p>はい。こども園ですとか幼稚園の現状でいうとなかなかちょっと厳しいかなというふうに今は思っております。</p> <p>職員の配置が一番のところなのですが、国の制度を読みますと、例えば子育て支援を使うことができないとか、非常勤の場合はどうだとか、非常に申請が煩雑になっていますので、難しいなというのは正直な実感で。</p> <p>もう少しこの国の制度が申請等も含めて簡単に利用しやすいように、保護者の方が利用しやすいのは良いかなと思うのですが、事業者側の申請が非常に煩雑に難しいので、ここら辺を変えて。ぜひ、市町村の行政の方から言っただけだと我々も参加しやすいのかなと。申し訳ないのですが、現状でいうとちょっと様子見をせざるをえないかなというのが、我々幼稚園ですとかこども園の正直な気持ちでございます。</p>
高尾会長	<p>他に。はい、どうぞ。</p>
本蔵委員	<p>委員の本蔵です。今年度もよろしくをお願いします。</p> <p>まずは意見なのですけれども、普段は集団生活をしてない児童を預かるというところで、そもそも、この誰でも通園制度の趣旨としましては、いわゆるこどもは親の就労状況を選んで生まれてくるわけではないので、専業主婦というような親が見られる家庭のこどもが今減ってきていて、そういうこども達は、集団生活をする機会が失われているのだというところ、この制度は始まったわけで、課題として確かにこの2番目の安全確保は難しいのですけれども、それを乗り越えてというか、工夫をしていただきたいなというのがあって。</p> <p>結局、余裕活用型にしかなりえないというところもあるかと思えます。</p> <p>私もちょっとついていけない部分がありまして、幾つか確認といたしますか、質問があるのですけれども、まず3の利用方法なのですが、この専用システムに関しては、確か国が作るって言うかと思っておりますけれども、実際に公立保育園で使ったかどうかわからないのですが、使い勝手というか、実際に電話で予約を受けるよりは遥かに楽だったとか、何かそういうリアルな声があれば聞きたいなというのが1つ。</p>

	<p>もう1つ、令和7年度に行った際に、障がい児とか医療的ケア児というのが、実際にどのぐらいいたのかどうかというのが1つ。</p> <p>もう1つ、私もちょっと浦島太郎みたいな感じで、最初はもっと単価が人を馬鹿にしたような額だったのですが、ちょっと上がっているように見えて。ただ、あんまり上がりすぎると補助金ビジネスみたいになっちゃうのがちょっと嫌だなと思うのですが、この基本単価に関しては、市で上乘せしている部分はあるのかないのかっていうところ。</p> <p>後ですね、今後周知をしていくと思うのですが、このこども誰でも通園制度というのは、保育所、幼稚園等っていうところで、例えば子育て支援センターとかいろんなところが想定されると思うのですが、市川市ではどこまでをそこに含めて、周知していくつもりなのかというのを伺いたしたいと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>幼保施設 管理課長</p>	<p>幼保施設管理課長です。</p> <p>今4点ご質問をいただいたと思います。私の方からシステムのこと、それから障害をお持ちの方や医療的ケア児の人数についてお答えさせていただきます。</p> <p>まずシステムですが、こちらの国のシステムが導入されて、今年度からそのシステムを使って、保護者の方は利用の予約をするような形で始まっております。</p> <p>今公立3園で導入をしているのですが、園長から先日ヒアリングをしております。その時の園長からの結果によると、システムが入ったことで利用者の方の利便性は向上しているのだけでも、現場としては簡単にキャンセルができてしまって、申し込みをしたのだけでもすぐ翌日見たらもうキャンセルされているというようなことがあって、いろいろと把握をするのは難しいと。</p> <p>それから、システムで初回の面談の予約をして、利用者さんにお越しいただいて、初回の面談をすると。その時に、やはり事前に連絡をしなくてはいけないことというのはあって、システムで入力してもらっているのだけでも、結局また電話連絡をとらなくてはいけないというところで、二度手間になってしまう、というようなご意見を園長の方から聞いております。ただ、このあたりも徐々に慣れて多少改善していくのかなというふうには思っております。</p> <p>それから昨年の医療的ケア児、それから障がいをお持ちのお子様の受け入れ状況というところなのですが、昨年のデータによりますと件数ゼロというような結果となっております。以上でございます</p>

<p>こども家庭 施策課長</p>	<p>こども家庭施策課長です。 私から、支給単価の話でございます。こちら資料右上で示した単価でございますが、国から示されたもの、そのものでございまして、現時点では市川市で上乗せをすとか何か変更するということはなされていない、そんな状況でございます。</p> <p>幼稚園、保育園、こども園の他、その他の施設での実施についてでございます。こちらについても、設備上の基準ですとか、職員配置の基準ですとか、市町村ごとに進めることとなっております、これにつきまして条例を昨年度制定したのですけれども、これも一応国の示すとおりと。そういうことで今のところ国に倣ったものとなっております、他の自治体では時間を変えたり、要件を変えたりということがあるのかもしれないですけども、今のところはまずは、国のとおりにスタートをして、これからまた市川市なりに状況に合わせて今後、必要があれば考えていくという形になろうかなと思っております。</p> <p>ただその他の施設、幼稚園・保育園等をやっていなくて、こども誰でも通園だけをやるとなると、先ほど申し上げましたように、なかなか運営の部分で、歳入が不安定になるということで、なかなか手は上げづらいのではないかなという想定はしております。基本的にはすでに幼稚園なり保育園を運営されている方が、合わせてやるというところが、一番多いのではないかと。</p> <p>まあまだ募集をしていないので、実際の状況はわからないのですけれども、単独で事業が成り立つような制度かは、国の給付を見るとちょっと難しいのかなとは思っております。以上です。</p>
<p>高尾会長</p>	<p>いいですか。他にご意見どうぞ。</p>
<p>山本委員</p>	<p>委員の山本と申します。よろしくお願ひいたします。 2点お伺いさせていただきたいのですが、昨年度、試験的实施を3園でなさったというところではあるのですけれども。 延べ利用者数1,544名なのですが、分かる範囲で構わないのですけど、実人数がどれくらいだったのか、年齢別に分かればというのと。</p> <p>あと実際に3園で実施されて、これも分かる範囲で構わないのですけれども、現場の保育士さんの声といいますか、実際に試験的になさってどういことを思われたのかとか、あと利用された方がどういった目的で利用されたのか、実際にご利用なさってどういう反応というか、お声があったのか、もし分かっていることがございましたらご教示いただければと思います。</p>

<p>幼保施設 管理課長</p>	<p>はい。幼保施設管理課長でございます。          昨年のデータで延べ 1544 名、実人数でございますが、すみません、正確な人数というのはちょっとデータとしてはいいのですが、大体 1 日 2 人から 4 人ぐらいが利用しているというのがわかっていることと、あと新規登録をした人数というのが、昨年 123 名の方が登録をされているというような状況でございます。</p>
<p>幼保施設 管理課 副参事</p>	<p>幼保施設管理課でございます。現場の保育士の声についてです。まず面談の際にお子様の様子を見させていただいて、どういうお預かりをしようかなということを相談して、それぞれに合った受入れをする中で、お子様が成長というか、保育園に慣れて楽しそうに遊んでいる姿を見ると、誰でも通園制度の意味があるなあと感じますという声がありました。</p> <p>あと、保育園を知っていただくといいますか、誰でも通園制度以外のお子様の様子を見て、お母様がこどもの成長を予測できるというか、こうやって大きくなるのねってということを見てくださいって、保育士とともに会話の中で子育ての不安が軽減したっていう実感を得ましたという現場の声があります。</p> <p>保護者様の声ですけれども、いろんなパターンがあるのですけれども、まずはお母様、お子さん含めて社会に出て、集団のお子さんの中に行くとか、お母様も専門職の保育士と関わって、子育ての孤立感が改善されるということで、喜ばれる声があります。</p> <p>先ほど保育士の声にもありましたけれども、お子様が初めは行動範囲が狭かったところ、行動範囲が広がって色々なところに興味を持つようになりましたっていうお子様の成長に対して喜びの声が聞かれるということで、情報が入っています。はい。</p>
<p>高尾会長</p>	<p>他にご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。はい。どうぞ。</p>
<p>松延委員</p>	<p>市民委員の松延です。今の話の続きなのですけれども、やはり短時間の利用でも丁寧な受け入れが必要かと思うので、今のように現場の先生の生の声っていうのを、ぜひ細かく受け取っていただいて、市としてどのようなサポートが具体的にできるのかっていうところまで、聞くだけではなくてちょっと寄り添っていただくっていう姿勢をこれからもしていただければと思います。</p> <p>今の時点で、もうヒアリングもしていただいているようですし、園からの、施設側の声も聞いていただいているっていうことなのですけれども、今は特に公立保育園のみになってしまうと思うのですけれども、</p>

	<p>私、妙典に住んでいて、当時は妙典のあじさい保育園に一時お預かりのシステムがあつて、今回は月に10時間ということなのですが、就労条件にかかわらず月に2回見てくれるというシステムがあつて、当時こどもがまだ保育園に入っていない頃に利用させていただいたことがあるので、利用申請は当時電話でしたけれども、面談していただいたりした上でお預かりしていただいたので、保護者としてもすごく安心感があったのですが、その時は利用者がとても多かったので、特別にその子たちだけの部屋があつて、特別にその子たちを見てくれる保育士の方がいらっしゃったのですけれども。</p> <p>今回の実施形態っていうのは、一般型にしても余裕活用型にしても、在園児とは交わらないで、保育活動を進めていくというものなのでしょうか。それとも園によって、どうしても同じ部屋になってしまうということもあるかと思うのですけれども、特別なことをせずにそこで保育されているのか、どうでしょうか。</p>
<p>こども家庭 施策課長</p>	<p>こども家庭施策課です。ありがとうございます。</p> <p>余裕活用型というものが既存の保育園の中で、定員というか、その中で空いている部分にこども誰でも通園のお子さんが入っていただいて一緒に過ごすというところでございます。</p> <p>一般型につきましては、追加部分というか、既存の保育園とはまた別に人と場所を用意していただく形になるのですけれども、場合によっては一緒に遊ぶとか、小さいのでどこまでどうなるかというのがあるかもしれないですけれども、交わるっていうことはあるかもしれないですけれども、基本的な分け方と言うと、そんな形になります。</p>
<p>松延委員</p>	<p>はい。わかりました。ありがとうございます。あと、もう2ついいでしょうか。まず1つ、給付金についてなんですけれども、保護者の負担額が1時間当たり300円、これを利用後に施設に関して支払いっていうのは私もリフレッシュで使わせていただいたときにそのようなお支払いをしたのですけれども。</p> <p>施設に対して支払われる給付が例えば0歳児の場合、1人1時間1,700円、これを市から施設にさらにお渡しするっていうことは、施設には、要は2,000円支払いがいくという形になるということでしょうか。</p>
<p>こども家庭 施策課長</p>	<p>そのとおりです。ただ、追加で、例えばそのお子さんが障がい児だったら、それに加えて、その資料の右上の青い部分ですかね。その部分が加算というか。</p> <p>これは、お子様を預かったら支払われるということなので、先ほども吉原先生からありましたように、職員配置したらお金がもらえるわけでは</p>

	なくて、利用者がいたら施設側にお金が支払われるところが難しさ、というところになってきます。
松延委員	わかりました。ありがとうございます。 あともう1つが、想定される課題、6番についてなんですけれども、問題はもうしっかり浮かび上がっていると思うのですけれども、必要な保育士さんを確保することが難しいという点に関して、具体的にはもう少しどのような対策が市の方で取れるとかいうことを考えていますでしょうか。
こども施設 入園課長	はい。恐れ入ります、こども施設入園課長です。 こども誰でも通園制度だけではなくて、市内の保育施設で働く保育士の方々に、市川市もかねてよりやっております、宿舍借り上げであったりとか、或いは就業開始時の支給であったりとか、様々な取り組みをやっていく中で、市内の保育士の皆様に国の基準を上回る配置をいただくこともできるような形でやっているところなので、特段、誰でも通園制度に対してというよりは、保育施設でお仕事をされている保育士の皆様方が働きやすい環境づくり、あとは基準を上回る職員の配置ができるように、現在様々な補助金など、メニューを用意しているところでございます。
松延委員	ありがとうございます。 ちょっとアイデアとしてなんですけれども、例えばファミリー・サポートの方だとか、教育学部系の学生さんのアルバイトの方だとか、例えば資格を持っていないくて、直接こどもに接することが深くはできなくても、既存の保育士さんの裏のサポートみたいなことだったら、多分園の中に入りができるようなシステムになっているかなとは思っているので、このような形で人材不足というところを補填するという方法ができるのではないかなと思っているのですが、いかがでしょうか。
こども施設 入園課長	こども施設入園課長です。どうもありがとうございます。 現場の保育士の先生方の負担を軽減するために資格がない方でも、保育の周辺業務というか、後片付けであったりとか、掃除であったりとか、そういったところに今ご指摘いただいたような資格を持たない方に入っていただくための補助金みたいなものをご活用いただいております。そういった形で、現場の先生方の負担軽減に努めているところでございます。ありがとうございます。
松延委員	すみません、最後をお願いします。 この想定される課題の2つ目の安全確保についてなんですけれども。今ちょっと申しましたファミリー・サポートさんのように不特定多数のお子さんを預かってきたって、すごく歴史もあって、特にそういうことにとっても秀でている、すごく優秀な方もいらっしゃるかと思うので、もう既

	<p>にご経験ある方の意見をお伺いして、とても難しい点があるかと思うのですけれども、そういうものに関してどのような対応ができるかっていうのは、きっとノウハウをお持ちかと思うので、この公立の保育園ですでに実施された園の先生だとか、現場の声だけではなくて、ファミサポの方とか。</p> <p>あじさい保育園に一時お預かりをされていて、もう何年もされていたかと思うので、現場の声を聞けば、多分こういうことが大変だったけどこういうふうになれば大丈夫だったよっていうことが聞けるかと思うので、そのあたり、ちょっとお話聞いてみるのはいかがでしょうか。</p>
こども家庭施策課長	<p>こども家庭施策課長です。ありがとうございます。</p> <p>ご指摘の通り、市川市いろんなサービスを既にやっております、市が委託であったり、或いは民間の方々が工夫してやっていたり、いろんなノウハウがいっぱいあると思いますので、そういったものを活用しながら、市川市なりのというか、こども誰でも通園制度というのが、今後できていけばいいかなと思っておりますので、当然国の制度の中で変えられないものもあるのですけれども、工夫できる場所もあると思いますので、そのあたり手さぐりで進めていければなと思っています。ありがとうございます。</p>
松延委員	<p>ありがとうございました。</p>
高尾会長	<p>それではですね、この制度はこれからということもありますので、そして民間事業者の募集に関しては8月頃というような予定もありますので、まだ時間ありますので、もしこども誰でも通園制度に関しまして、ご意見があるようでしたら、事務局の方へ伝えていただければありがたいなというふうに思います。</p> <p>それではちょっと時間の関係もありますので、次に進めさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは続きまして議題の2です。</p> <p>国が求める財政支援補助金の承認について事務局から説明をお願いいたします。</p>
こども家庭施策課長	<p>はい。こども家庭施策課長です。</p> <p>議題の2、国に求める財政支援補助金の承認についてご説明いたします。資料2をご覧ください。まず左上の1、概要についてでございます。市川市は先ほどもありましたが、保育士の確保や保育所等の運営、保育サービスの充実等のために、これまで様々な取り組みを進めておりました、これらにつきましては、1回きりではなく継続的に進めていく必要があると考えております。しかしながら、様々な支援を継続するためには、多くのコストがかかることから、財政面から考えますと、本市が取り組みを継続するためには、国からの財政支援を受けていくことが、必要と考</p>

えております。

これまでも、本市は国からの様々な補助金を受けた上で、多くの事業を行ってきたところでございますが、今年度からは、自治体が国から補助金の交付を受けるためには、当会議においてご承認いただくことが、補助金交付のために必要な要件とされましたことから、この場をお借りして、国に対して要望する補助金のメニューについて、お諮りをさせていただきます。

なお、国の補助金につきましては、地域課題に応じた対策、待機児童対策、人口減少対策、こども誰でも通園制度の4種類に分類されておりますが、本市が補助金を受ける基準にそもそも該当していないもの、例えば待機児童の問題ですとか、或いは人口減少対策、これ市川市は対象外になってしまっておりますので、本市の状況に当てはまらないもの、これは誰でも通園制度もそうなのですけれども、この秋からということでもっとまだ準備がまとまっていない部分もありますので、そのあたりについては補助金の申請をせずに、今回国に求める補助金の種類は、地域課題に応じた対策に関する補助金の申請を検討することといたしました。

次に資料右上の2番をご覧ください。国から補助金の交付を受けるためには、本市の現状と今後の見込みから課題を整理していくことが必要となります。こちらのグラフは令和11年までの未就学児童の人口、保育施設の定員、保育園利用に関するニーズの将来的な推計値をグラフ化したものです。なお、こちらで使用している数字につきましては、皆様にご協力いただきました、市川市こども計画に掲載した数値と同じものを掲載しております。

まずグラフ上のほうにある灰色の折れ線グラフが未就学児童数の推移をあらわしております。そして下の棒グラフのうち、濃い青の方は保育の定員、薄い水色の方は保育園の利用に対するニーズをそれぞれ示しております。こちらのグラフからは本市においては、未就学児童数、保育園のニーズともにほぼ横ばいの状況が続くと見込まれておりまして、今後につきましても、引き続き保育ニーズへの対応は継続していく必要があると考えております。このような市の状況を踏まえて、今年度、国に対して補助金の交付を要求する事業についてご説明をいたします。

資料左下の3をご覧ください。

本市の状況及び今後の見込みから本市における課題を4つに整理し、それぞれに応じた財政支援を国に求めたいと考えております。

まず1つ目といたしまして、今後も保育ニーズ、横ばいが続く見込みでありますことから、引き続き安定的な保育が提供できるように、保育士の確保に向けた取り組みが必要であると考えております。

そこで国が定める補助メニューのうち、保育士宿舍借り上げ支援事業を

	<p>求めたいと思っております。こちらの事業は保育所などの設置者が働いている保育士のために確保した宿舎を借り上げる際にかかった賃借料や、共益費に対して補助を求めるものとなります。</p> <p>2つ目といたしまして、保育園の整備に当たりましては、人口密度が高い本市では、保育園のために土地を取得して施設を整備するということが困難な状況でございますことから、土地や建物を借りて保育所を運営するなどといったケースが多くなります。しかしながら、土地や建物賃借料につきましても高額となるケースが多いことから、安定的な運営のためには、これらに対する支援が必要であると考えております。</p> <p>そこで国のメニューの中から、都市部における保育所等への賃借料支援事業を選択したいと考えております。この事業は建物の賃借料が公定価格の賃借料の加算分を上回った場合、その差額に対して受けるものであり、土地や建物を賃借して施設を運営することを促進するものとなっております。</p> <p>次に3つ目として、高止まりする保育園の利用ニーズに合わせて、共働き世帯の増加や発達支援、医療的ケア、外国籍の方など、こどもの個性に応じた多様なニーズへの対応の必要性が高まっているものと考えておりますことから、それに対応するものとして、利用者支援事業特定型を求めたいと思います。こちらにつきましては、保護者からの保育に関する相談に対応するため、市の窓口専任の職員、いわゆるコンシェルジュを設置した場合に、その相談業務にかかる費用、例えば人件費ですとか消耗品費等について補助を受けるものです。</p> <p>最後に4つ目といたしまして、こちらについても保育ニーズ多様化への対応の一環として、共働き世帯のこどもが幼稚園に通えるようにするため、0から2歳児のこどもを幼稚園で一時的に預かる際の、人件費や必要な施設改修費などに対する補助を行う一時預かり事業幼稚園型を求めたいと考えております。</p> <p>こちらの事業は、こどもの預け先として、保育園だけでなく幼稚園を選択することができるようにするものであり、既存の施設を十分に活用するためには、効果的なものであると考えております。</p> <p>今年度は以上4つの補助金について国に交付を求めることを考えております。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
高尾会長	<p>はい。それでは事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問ありましたらお願いします。</p> <p>はい。どうぞ。</p>

生田委員	生田です。質問させていただきたいのですが、今年度から補助金を申請しますというか、要望しますということ、国にお知らせすると。今までについては、この事業はずっと国から補助されてきたもの、要求をせずに、国の方針でついてきたと思いますが、今度は新たに要望しないとならないことになってしまうとか、そういったことになってしまうのですか。
こども家庭 施策課長	はい。こども家庭施策課長です。 これらの補助金は、昨年度すでに国の方からいただいているものなのですけれども、今年度から国の方から、要求する際にはこちらの会議できちっと説明をして、ご承認いただいてから要求するということが補助金の要件になりました、ということが通知でございましたので、これまでも同等のものはいただいているのですけれども、今後は、市の考えだけで補助項目を求めるのじゃなくて、きちっとこういった会議でご意見をいただいて、ご承認いただいたものを要求しなさいという形で、今年度から変わったというところでございます。
生田委員	それではちょっとお願いなのですが、1番目です。これ宿舎借り受け、やっぱり市川市は東京の手前ということになりまして、そして就職していただく方々が交通手段とか、通勤困難な地域からも、市川市に在住をしていただく、近隣に在住をしていただいて、ということで、かなりの効果が上がっているのではないかと思います、実情はちょっとわかりませんが、地域として考えると、たくさんいらっしゃるだろうなところなのですが。確か期限が切れているというか、期限が就職してから何年間とか、そういうことがあって継続を望む意見がたくさん出てきていますが、その点についてちょっと認識が不足しているのかどうかわかりませんが、その辺はいかがでしょうか。そういったことも要望できるのかどうか、というか。
こども施設 入園課長	はい、こども施設入園課長でございます。宿舎借り上げ事業でございますが、この期限というのが多分入職してから何年というような期限だったと思うのですけれども、これ確か国の方で定めておまして、それから当初、例えば7年だったのが1年ちょっと短くなりましたよということで、国の方で随時補助対象とする期間の見直しがございますので、国の財源をもとに市の方もやっていることから、それに合わせてこちらの方も運用見直しをさせていただいている部分がございます。ただご意見として、その期限を何とか、対象にする期間を長くできないかというのはご意見として承りたいと思います。はい。
吉原委員	吉原です。今の件に関してちょっと確認なのですが、私が知っている範囲内で言うと、今市川市は何年だったかな。 例えば最初にA園に入ったとして、市内でB園に移ったときは対象外になるはずだったのですね。私が知っている限りにおいて。そこのところでど

	<p>うなのかというのを確認したい。</p> <p>要は市内の中で最初に入職をしたときはこの補助金がつくけれども、市内の中でB園に移ったときは、この補助対象から外れるような要件になっていたはずなのですが、それはどうなのでしょう。</p>
こども施設 入園課長	<p>はい。恐れ入ります。こども施設入園課長です。</p> <p>今ご指摘いただいた、施設を移った場合という形もあろうかと思うのですけれども、対象となる職員の方がこの補助が受けられるのが、1度限りという形になりますので、もしA園で受けていたということであれば、B園では受けられないという仕組みになっております。</p>
吉原委員	<p>そうですね。現状で申し上げますと、正直申し上げて保育士さんの異動って、幼稚園教諭とか認定こども園の保育所より多いのですよね。実態とすると。結構短期間で代わられると。</p> <p>その場合に、保育士さんから、例えば認定こども園の我々ところへ来ると対象外になるわけですよ。そうするとやっぱり人の確保というか、そういう点、他の保育園さんもそうだと思うのですけれども、やはりこちら辺のところですね、例えば5年なり6年、国が定めた基準の年数、初回だけではなく異動しても可ってということが、国が決めている制度なのか、それとも市川市が単独で決めているのか、ちょっと私はその理解が全くないのでちょっと分からないのですけれども。</p> <p>ぜひ、もし2回目以降も年数だけ、例えば5年なら5年は継続で出るよというような形にしていいただければ、もう少し保育士の確保にもいいのかなというふうにはちょっと思えますので、ご検討いただけるといいのかなと思っていますのですけども。</p>
こども施設 入園課長	<p>こども施設入園課長です。ご指摘いただいたように、現場の施設を運営される方、人材がかなり流動的になっているという話も伺いましたので、そういった点も含めて、今後国の動向を見ていきたいと思っております。まさに先生がおっしゃったようなことが現場のご意見だと思っておりますので、そういったところは私どもも重く受けとめたいと思っております。以上でございます。</p>
高尾会長	<p>よろしいでしょうか。はい。それでは議題2につきましては原案通り、この会議としては承認するというので、異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>事務局から説明がありましたように、この会議で決めていくというようなことが今後も出てくると思っていますので、ぜひ欠席しないよう出席していただいて、意見を言っていたきたいというふうに思います。よろ</p>

	<p>しくお願いいたします。          ありがとうございます。異議なしと認め、本案は承認されたということでございます。</p> <p>続きまして議題3にいきます。特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定等に関わる意見聴取についてです。事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>こども家庭          施策課長</p>	<p>はい、こども家庭施策課長です。          第 3、特定教育保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取についてご説明をいたします。資料 3 をご覧ください。          初めに 1、意見聴取の概要についてです。今回の意見聴取は 10 月に開設予定の認可保育所における利用定員について、小規模保育事業の認可及び利用定員の設定のほか、令和 9 年 4 月に開設予定の認定こども園に関する利用定員の設定について委員の皆様からご意見をいただくものです。なお 10 月より開設予定と申し上げましたが、こちらにつきましては、現在の運営主体から新たな運営主体に変更となるいわゆる事業譲渡となりますので、現在すでに運営している保育園がそのまま今後も継続して運営するものとなっております。次、ここへ登場する用語についてご説明をちょっとさせていただきます。</p> <p>利用定員とは、施設に支払われる運営費の基本単価等を決定する際に用いられる定員でございます。利用定員が少ないほど、こどもを預かった際の給付費の基本単価等が高くなることから、地域の需要等に合わせた適切な利用定員の設定が求められます。なお、この給付費の利用支給対象となる認可保育所、認可幼稚園及び認定こども園は、特定教育保育施設、また家庭的保育事業等は特定地域型保育事業と呼ばれております。</p> <p>また、もう 1 つの定員といたしまして、認可定員がございます。認可定員は施設の規模や面積などの基準に基づいて認可される定員を指しております。基本的には認可定員と利用定員は一致させることが前提となりますが、利用定員につきましては、適切な運営費の単価を設定するため、近隣の需要に応じて認可定員の範囲内で設定が可能となっております。なお、子ども・子育て支援法や児童福祉法の定めにより、利用定員の設定については、審議会等において意見を求めるものとされておりますことから、当会議にお諮りをするものでございます。</p> <p>まず、(1)として、認可保育園の利用定員の設定についてです。対象施設のアルタキッズ妙典園は、『株式会社 ALTA』から『キッズオアシス株式会社』への事業譲渡に伴い、運営主体が変更となることから改めて利用定員の設定を行うものです。          なお、本件は、現運営法人の分社化により設立した引継法人への事業譲</p>

	<p>渡であり、運営主体の変更による園名、定員、職員体制、運営内容等の変更はございません。</p> <p>次に、(2)として、小規模保育事業所の認可および利用定員の設定についてです。対象施設のひなた保育園 行徳ルームは、『特定非営利活動法人めぐみの』から『株式会社愛成会』への事業譲渡に伴い、運営主体が変更となることから、改めて認可および利用定員の設定を行うものです。</p> <p>引継法人は現運営法人の運営内容を全て引継ぐこととしており、運営主体の変更による園名、定員、職員体制、運営内容等の変更はございません。</p> <p>最後に、(3)として、令和9年4月に開設予定の認定こども園における利用定員の設定についてです。対象施設は、認可保育所から保育所型認定こども園への移行に伴い、改めて利用定員の設定を行うものです。</p> <p>定員につきましては、利用定員の設定案をご覧ください。</p> <p>対象施設の利用定員の設定案について、新たに1号認定の定員を3歳3人、4歳3人、5歳4人の合計10名設定し、2号3号認定の定員は、0歳15人、1歳30人、2歳30人、3歳31人、4歳32人、5歳32人の合計170人を予定しております。</p> <p>市域内において、1号認定の需要自体は減少傾向であるものの、行徳地域は、就学前教育の選択肢が限られた地域となっております。</p> <p>さらに、令和8年3月松の市川市立新浜幼稚園の閉園に伴い、地域における選択肢がさらに減少している状況にあります。</p> <p>本件は、保育所から保育所型認定こども園への移行を図ることで、地域における多様な教育・保育の機会を確保しつつ、近隣の既存施設における園児確保への影響を最小限にとどめるよう配慮した、適正な規模の定員設定であると考えております。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
高尾会長	<p>事務局から説明がありました。(1)と(2)は、これはこの通りですので、定員等の問題はありません。</p> <p>ただ問題はその(3)ですね、認定こども園に移行するという事で、いわゆる定員が増えるということです。そのことにつきまして、吉原委員から意見書が提出されておりますので、事務局の方から、意見書を委員の皆様方に配布をお願いいたします。</p>
吉原委員	<p>それでは、意見書、述べさせていただきます。</p> <p>事務局の方からも説明がありましたけれども、愛泉保育園さんの地区は行徳地区というふうになります。ここに関わる幼稚園は塩浜幼稚園、東浜幼稚園、ソフィア幼稚園という3園が該当いたします。この3園さんの意向をこちらの方でまとめて私の方が代読をする形で意見書を述べさせてい</p>

ただきますので、お願いをしたいと思います。

意見書をご覧いただければと思います。令和9年4月より行徳地区の私立保育園が保育所型認定こども園へ移行し、3から5歳児の1号認定の受け入れを実施する計画が令和8年第1回子ども・子育て会議で議論されるにあたり、近隣私立幼稚園3園さんより懸念を表明して欲しいという依頼があったため、意見書という形で3園の意向を私よりお知らせしたいと。

少子化の急速な進行に伴い、当該園の近隣の公立新浜幼稚園がこの3月に閉園し、私立幼稚園における3から5歳児（1号認定）の就園児者数も下記の表の通り、深刻な減少にあります。

この状況下において、当該園が保育所型認定こども園に移行し、新たに1号認定の受け入れを開始することにより、地域全体の幼児教育保育体制が共倒れにならないかと心配をしております。

その下の施設の近隣のところで、すいません、数字の訂正がありますのでお願いをしたいと思います。

園名Aのところ、定員と書いてあるのが、実は300ではなくてこれ370名の間違いになっています。それに伴いまして、令和8年度のところの就園率が49%になっておりますけれども、これが39%となりますので、その旨訂正をお願いしたいと思います。

データが示しますように、近隣の幼稚園ABCは令和5年から8年にかけて、園児数が右肩下がりで激減をしております。

特に令和8年においては、A園が39%、これは370人に対して146人という数字です。B園が210人に対して86人の在園者数なので41%、C園に至っては210名に対して71名ですから、34%の在園率になっております。

データが示すように、近隣の幼稚園は8年度の時点で34%から39%の在園率として、壊滅的な定員割れを起こしているというのが現状でございます。

お手元に配りました資料の1をご覧になっていただければ。これは市川市が発表しております住民台帳に基づいて集計したものでございますが、その中の一番下のところにまとめた数字がございます。愛泉保育園さん周辺の乳幼児人口ということで、0歳から始まりまして5歳まで、これは上の表をまとめた数字でございますけれども、その中の3から5歳児、今回1号認定と2号認定に当たるところですが、全部で688名の子ども達が住民基本台帳上ではいるというふうになっておりますけれども。

この地域に該当する幼稚園3園の収容定員というのは720名なのですね。ですけれども、現在、先ほどお話をしましたように、A園が146名、B園が86名、C園は71名ということで、簡単に言えば大幅に定員を割り込んでいるという状況にあります。688名に対して収容人数が720名、幼稚園ではありますから、現実問題かなり厳しい。

それと資料の2をご覧ください。これはですね、市川市の空き状況というのが、市川市ホームページで毎月出ており、それを集計したのですが、妙典と行徳地区の保育所の収容定員は一応0から5歳で合計しますと3,080名となっておりますけれども、これを総会の乳幼児数を合計しても1,397名で、保育所においても大幅に収容人数に対して、そこにいるこどもたちの数がどんどん少なくなっていて、定員割れになっているというふうに判断しております。0歳と5歳に関してはこの数字が示すように待機児童がない状況ではないので、保育園さんにおいても空き状況が、かなりこの地域は目立っているというのが現状かと思っております。

そうしたことから、すでに各園の定員が半分以上減っておる幼稚園ですね。3園合計で400人ほどの空きがある状況になっておりますので、過剰供給の市場に当該園が1号枠をもって新規参入することは、限られたこどもの奪い合いをさらに加速させ、結果として、近隣幼稚園を閉園・廃園へ追い込み、地域で長年培われてきました幼児教育の専門資源を喪失させる可能性があるのではないかとというふうに心配をしております。

また8年度の最新のデータにおける各幼稚園の新規入園者数が、A園は32名、B園は33名、C園は24名にとどまっております、地域全体で1号認定の需要そのものが底をついて、需要の不在があるのではないかとというふうに考えております。

なお、数年前に保育所から保育所型認定こども園に移行した園が市川市には2園存在しております。しかしながら、現在1号認定が2園ともゼロでございます。ましてや1園においては募集を停止しているというふうに広報に書かれておりますので、現実的に、保育所型認定こども園の1号認定の需要は多いとは言えないのではないかとというのが、この3園のお考えでございます。

該当園周辺の3歳児から5歳児の人口に対して、幼稚園の定員が720名すであって、なおかつ3歳児から5歳児全員が幼稚園に入ったとしても、まだ幼稚園には空きがございます。さらに保育所の定員枠も大きく余っている現状で、この地域は実員がかけ離れた施設がございます。地方裁量型の認定こども園でございます。資料の3のところに地図があると思うのですが、そこが相手さんの隣に書いてございます。よく出ておりますけれども。その地方裁量型のこども園もあって、地域にさらなる混乱を招きかねないんじゃないかなというふうに考えております。

今後、乳幼児数の減少などを考えますと、保育所型認定こども園に移行して、1号認定の受入れに乗り出すことは、近隣幼稚園の在園者数が3割台である以上、存続の危機に瀕している地域の幼児教育に深刻な影響を与えるのではないかなというものが、この3園の皆さんのお考えであるというの

	が、こちらの幼稚園側の意見書のまとめになります。以上でございます。
高尾会長	事務局からの説明と吉原委員さんの意見書を踏まえた説明がありました。 ご意見ご質問をお願いしたいと思います。この部分は意見聴取ですので、皆様方の意見を役所の方に伝えるということになるかと思っておりますので、忌憚のないご意見を、時間の範囲内をお願いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。
大竹委員	委員の大竹です。私、愛泉保育園さんの、すぐ近くに住んでおまして、そうすると結構よく目にするのですが。 雨の日とかはやっぱり小さなお子さんが多いお母様がいらっしゃるので、晴れの日には歩いたり抱えたりして登園してらっしゃるのですが、雨の日は結構車の利用者さんが多くて、たまたま見た感じだと、道路が割と保育園の前が狭いのですが、そこに入れ代わり立ち代わり車が停車してしまっていて、一応保育園さんも駐車場が2台停まれる場所があるんですが、在園児数に対して多分車の停められる場所が少ないので、目の前の道路縦列駐車が続くみたいなのがあるので、ちょっと近隣住民としてちょっとそういう、車に対するクレームじゃないですが。  実際、近隣で工事やったときに、事業者さんの車が邪魔でマンションが結構多く点在しているので、そこでちょっと車が出せないというクレームが多く発生して警察の方も出動してというのがあったので、人数が増えてしまうと、そういったデメリットも発生するのではないかと、ちょっと懸念しております。
高尾会長	はい。意見をまず聞いてみましょう。
松延委員	市民委員の松延です。私はこの地方裁量型こども園、COCOWAさんのすぐ近くに住んでおります。 なので、よくこの辺りのこどもの感じとかもわかってはいるのですが、この狙いとしてこの愛泉保育園さんがこども園に変わることによって、幼稚園に入りたいていう1号認定の方の需要、選べるところを広めたいという点においては、ちょっと私このCOCOWAさんの保育内容、幼稚園の内容とかを詳しく知っているわけではないのですが、すぐそばにあるので、そんなに必要性はないかなという気はあります。 でももちろん保護者としては、もし自分がこどもを幼稚園に入れるというふうになったら、愛泉保育園がいいかな、COCOWAがいいかなとか、あとは東浜幼稚園とかも、検討に入る範囲ではあるかと思うのですが、早急に必要かというところには思いません。

高尾会長	はい。他のご意見もお願いしたいと思います。
生田委員	<p>こども園にするメリットと申しますか、地域に対しての子育ての拠点ということで、メリットを勘案してこういう形でやられたのだらうと思いますが、10名ということですが、実際今、幼稚園サービスの深刻な状況をお伺いしましたときに、地域性としては近隣であるということでありまして、これだけの需要を喚起するのかっていうのは、ちょっと実際今、他の保育所型認定こども園さんが、実際にお子さんがない・募集をしていないという現状を考えますと、その点については、今後どういうふうになさるのかなというふうに思いますけれども。</p> <p>この10名という数字がそんな大きいものなのかどうかというのがちょっとあまりぴんとこなかった、と言いますか、それぞれの年齢がありますので、そんな大きな人数ではないのかなあというふうな印象は思っていたところではありますけれども。</p> <p>例えば、もともとこの認可基準には、1号認定の定数って決まっていますか。ちょっとその辺がわかっていないのですけれども、例えば今10名というお話がありましたけれども、それについて変更できるのかどうかというところはいかがなものでしょうか。</p>
こども家庭施策課長	<p>はい。こども家庭支策課長でございます。まずこの場をお借りして、ご意見書をいただいたり、また皆様からご意見を頂戴したりする場をいただいております。</p> <p>本件につきましては、先ほど吉原委員からご説明いただきました、児童数ですとか、幼稚園の状況については、おっしゃる通りだと認識しております。</p> <p>我々が今回こちらへ議題とさせていただいたものが、ちょっと経緯からお話をしますと、新浜幼稚園、公立幼稚園がございました。この3月末をもって閉園ということになりました。理由としては、私立幼稚園で十分に機能を果たせる。公立は私立幼稚園が届かない部分にあるものだという形で市川市はやって参りましたので、公立の役割はもう終えたんじゃないかということで、閉園させていただきました。</p> <p>今回については、その閉園をする中で、おそらく利用者の方だと思うのですが、選択肢が欲しいというご意見をちょうだいしたところがございます。量については、吉原委員にご説明いただいた通り、我々も同じ認識でございます。ただ、選ぶ場所・選ぶ先というか、そういったものがほしいというようなご意見がございまして、そういったものを参考にして話を進めたところでございます。</p> <p>先ほどご質問いただきました定員の設定なのですけれども、こちらも</p>

	<p>愛泉さんのお考えと我々の方で作り上げるものでございますので、これは変えられないというものではございません。ただ、今回の趣旨としては、こういった需要の状況でございますので、選択肢を作りたいところでございますが人数としては最低限にしたいという思いで、3歳児3名、4歳3名、5歳4名の合計10名ということで、これが多いとやはり既存の幼稚園の皆様への影響が大きくなってくるものでございますので、そこまでは想定していないところで、あくまで最低限ということの10名というご提案でございます。人数自体は決まったものではございません。</p>
高尾委員	<p>ほかにご意見ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがですか。</p>
本蔵委員	<p>はい。委員の本蔵です。すごく言いづらいとかこういった話に関しましては、その地域の歴史とか、現状っていうところを考えた上で、もっと議論が必要なのかなっていうところは思います。</p> <p>例えば公立はですね、昔から例えば都内も民業だって言われて、4・5歳しか取らないとか、そういうことが起きて、今公立も幼稚園も減ってきたのは、いわゆる3歳児からの幼児教育の無償化が始まって3歳からもう私立に全部入るようになった。私の知る限りでは、市川市に関しては、公立幼稚園を作ったのは私立幼稚園に入れない人がいるから公立を後から作った。だから、地域で公立の役目を終えたから公立が潰れるのが先だっていうのは、それは筋が通っているとは思いますが。</p> <p>ただ、昨今のこうした現状と申しますか、私も意見書にある幼稚園は、ある程度実習などでいろいろ知っているところでもあるし、確かに選択肢って言っちゃうとそうなのですけども、例えば、多分吉原先生の方がはるかに詳しいと思うのですけれども、学校法人って役目を終えたからは潰れますって簡単にできないのですよ、簡単にできなくて。今ここで議論しているような、保育園がいわゆる儲かなくなったから事業譲渡します、みたいなそんな簡単な世界じゃなくて、もう地域で役割を終えたから、園長先生もう隠居しましょうよって言われても、その園地は国庫に返さないといけなくて、それを売ってそこで悠々自適な生活みたいなのはできないことになっているわけです。</p> <p>そういう難しさがあって、学校法人っていうのは吸収合併しかないわけですね。大体この認識で合っていますよね。そこで多分また、私自身は幼稚園とかにいわゆる市場原理が入ってくるのは極めて嫌うのですけれども、何かそこで取り合いになっちゃうっていう懸念はわからなくもないし。ただそこで、質の高い幼児教育ができなくなったからじゃあ潰れますって言ってもなかなか潰せない現状があって、そうした法的な枠組みというか、もっとみんなが幸せになるような解決策はないものか</p>

	<p>ていうのは正直思いますけれども、単純に選択肢が増えるからっていうので、私ももろ手を挙げて歓迎っていう感じではないです。はい。</p>
高尾会長	<p>はい。他に、ご意見どうぞ。</p>
山本委員	<p>委員の山本です。今の先生のお話しに重複するところもあるかと思うんですけども。確かに市民の方、利用者の方にとっても選択肢がもちろんあった方が、とてもいいと思います。特にこどもさんにとって、非常に多様な環境というか、そういったものも必要だと思うんですけども、ただ、それはもうこどもさんにとってだけではなく、多分市民の方全員にとって多様な選択肢っていうのはやっぱり必要ではあると思うので。</p> <p>例えば私もあまり行徳の方に関しては詳しくはないのですが、今後その地域で大規模な開発が行われて、非常に転入者が多くなって、そういった幼稚園の定員もとても増えるっていう予測とか予定があるのだとすれば、確かにニーズが増えてくるのかなというふうには思うんですけども、市民の方からの選択肢が欲しいという要望が今回背景にあると伺ったのですけれども。</p> <p>どれぐらいの市民の方のニーズから、この定員になったのかとか、あとはどれぐらいの方のご意見で、今回その定員を新たに設けることになったのかってところが、今の時点で正直ちょっと不透明といいますか。</p> <p>一部の方々とか、大多数の方がこの園に関して、新たにそういった定員をぜひ設けて欲しい。ぜひうちのこどもを入園させて欲しいというニーズがあって、あとは地域的な背景があってっていうことであれば、その定員をこれから増やしていくっていうことも、少し理解はできるのかなというふうには思うのですけれども、現状としてその意見書の中ですでに、お子さんの入園数が減っているってところで、新たにさらに定員を設ける背景っていうのはどういったものからだったのでしょうか。わかる範囲で教えていただければと思います。</p>
こども家庭 施策課長	<p>はい。こども家庭施策課長です。</p> <p>件数で申し上げますと、それほど多くはないと思います。ただ状況といたしましては、先ほどから行徳地区ということでお話をさせていただいておりますけれども、幼稚園については先ほど吉原委員の方から何軒あるよというご説明いただいたところですが、保育園は行徳地域に70園ございます。</p> <p>施設の中から、保護者の方はそれぞれ、各施設理念に基づいて、それぞれ独自の方針をお持ちで特色ある教育交流をなさっておりますので、保護者からすれば、それを選ぶということが非常に大切なことなのだろうと思っています。保護者の方からしても、その中から選ばざるを得な</p>

	<p>い。量の話ではなくて、選ぶことができないのですというところが、いただいた声は少ないかもしれないのですけれども、事実なのではないかなと考えております。</p> <p>ただ、繰り返しになりますが、量のことを考えると、大きな数字は当然必要ないと考えておりますので、最低限という意味を込めて今回の設定を提案したというところでございます。</p>
高尾会長	<p>よろしいですか。はい。どうぞ。</p>
荒井委員	<p>はい。委員の荒井です。ありがとうございます。</p> <p>選択肢が多い方がというところはわかるのですが、ただ今回の1号認定の人数が全体で10人。年齢別に3名、3名、4名という、この少人数での幼稚園生活っていうのが、ちょっとどうなのかなっていう私の中でもあって、それこそ、もう今募集もしていないところがあったりっていうことは、例えばこれ10名設定をしても、各年齢で1名しかいなかったりという、それって、幼稚園教育の目的って何なのかなっていうことを考えたときに、余りにもその人数が少ないっていうことが、幼稚園教育として妥当なのかどうなのかっていうのがちょっと私の中で疑問に感じる部分があるのですが。どうでしょう。ちょっと、私その辺が専門知識としてないのですが。</p>
松延委員	<p>在園児とあわせてですよ。プラス5歳児は何名、ということですよ。だから単体じゃない。</p>
高尾会長	<p>3歳児3名とか、定員はそうなのだけでも、ただ3人で教育するわけではないということですね。</p>
荒井委員	<p>すみません。ちょっと説明していただけると助かります。</p>
吉原委員	<p>簡単に言うとですね、1号認定と2号認定の大きな違いは何かというと、保育時間が違うのです。うちの園の場合でいいますと、教育時間は8時半から2時半までというふうに決まっている。1号認定と2号認定の子どもたちが一緒に過ごす。そのあと2時半から、うちの場合は6時半までが、俗に言う預かり保育の時間帯になりますので、今まで保育園の場合は、そこに1号認定と2号認定という時間の区切りの中で、変わるというシステムの保育形態をとっていない子どもたちの中に、今言ったように時間で区切るというシステムになってきますので、このところで言うと、全体の人数がたくさんいるからいい、というふうになるのかもしれないけど、ただやっぱり1号と2号のいわゆる時間が違うということは、それでは教育時間内で何をするか、そして2時半以降はどうやっていくか。1からそういう保育体制を決めないといけないので、人数の問題よりも保育の質というふうに考えると、今まで長時間預かりの子どもさんたちが例</p>

	<p>えば朝の7時から夜の7時まで。そういった場合には生活の区切りがないのですが、認定こども園になりますと、今言った1号と2号のこどもたちが同じ団体の中で生活していきますから、その区切りをどうするのかというところから組み立てていかないと保育の質は担保されないということなので、ここら辺はやはり一番難しい。ですから今言ったようにその中で3名・3名・4名というのは確かに非常に保育の質として難しいなというのは事実であると思います。ただそこを工夫されるように、やはり今までのところをきつと鑑みてやるのだと思いますけれども、教育計画においてもすべて作り直さなきゃいけなくなってきます。うちも認定こども園ですので、教育計画が2つ、要するに教育のコアの部分と、預かりの長時間の場合はどうするかっていうのは全部決めてあります。そういうことの違いが出てくるかと思えます。</p>
<p>荒井委員</p>	<p>荒井です。ご説明ありがとうございました。すみません、ちょっと認識ができていなかったもので、それも勉強になりました。 でも、やはり、そういった面でも今お話を伺っていて、今の時点で選択肢が増えるっていうことは確かにニーズとしてあるのかもしれないのですが、保育の質や教育の質っていうところから考えると、どうなのだろうかっていう疑問は残ります。</p>
<p>高尾会長</p>	<p>はい。他に。はいどうぞ。</p>
<p>樋口委員</p>	<p>樋口と申します。よろしくお願ひします。 私は息子が幼稚園に通っておりまして、幼稚園なんですけども、お友達がどんどん1号ではなくて、2号3号、新2号に変わっていくっていう状況が年々すごく増えてきて、年少さんとか見ていると1号さんこれしかないのっていうぐらい、すごく減ってきているのを見ているとやっぱりどんどん若いお母さんたちも、2号とか3号を望まれる方が増えるのじゃないかなと思うと、やっぱり今から1号さんをふやすっていうのはちょっと、ニーズ的にどうなのかなって。ちょっと地域柄とかそういうのがわからないんですけども、まず選択肢を増やすというよりも、幼稚園こんなところのいいところがありますよっていうことを、今まであった東浜さんとか塩浜さんとかソフィアさんの方を、なんて言うのですかね、宣伝してというか、こちらでっていうふうにして、やっぱりここは保育園としてのところを重視してという方が、やっぱり綺麗なのではないかなって、今のお話とかも聞いていて、こどもたちにとってもそれがいいのかなというふうに思ったのと、今ご意見をいただいた方っていうのは3歳児4歳児5歳児で、2年とか3年とかなので、すぐに世代は変わってってしまうのではないかっていうふうに考えると、やっぱり今から1号さんを増やすのはちょっとどうなのかなというふうに思いました。以上です。</p>

<p>高尾会長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>はい。今、委員の皆様方の意見を聞いておりますと、1号認定を増やしていくということに関しては非常に否定的なご意見なのだというふうに思います。</p> <p>ただやっぱり1つは新浜幼稚園が閉園になったと。その受け皿を何とかしなきゃいけないということで、行政の方もこれを受けたのだというふうに思います。今回はそういう事情も、新浜幼稚園が閉園になったという理由がありますので、今回は1号認定の10名定員を容認するというのを、我々の意見としては考えていきたいとしたいと思います。</p> <p>ただ問題は、先ほどおっしゃったように増えるわけですから、地域環境とか駐車場の問題だとかを何とかクリアして、よりよい教育ができるようにやっていただきたいという注文は、やっぱりつけるべきだというふうに思います。</p> <p>今後の問題は、特に保育園型の、愛泉保育園さんのような形で1号認定を増やしたいと言うようなことがどんどん起こってきたら、ちょっと大変だなというふうに思うのですね。それはもう吉原委員さんがおっしゃるように、競合して共倒れになると。そうすると一番困るのがやっぱり保護者であり、子どもさんたちですから。そういうことにならないような手だてを考えていかなきゃいけないというふうに思うのですね。</p> <p>ですから、今後はどうするかというときには、地域の実情をよく踏まえてですね、大規模開発があつたりするとまたそれは変わってきますので、その辺の地域の事情をよく踏まえて認めていくか認めていかないかを検討すると、この会議でもそのことに対しては議論しておくということではいかがでしょうか。</p>
<p>本蔵委員</p>	<p>最後に保育の質っていう話が出たのですけれども、保育の質については、やっぱこれもすべて子どものためにないといけないので、先ほどの荒井委員の意見ってすごくわかりやすく、例えば保育園型で保育をしているのだけど、1号さんはもう1時とか2時になったらもう帰るよって帰っちゃうわけですよ。そこでいわゆる一貫した保育を質の高い保育ができるかっていうとそれは疑問っていうのはすごくよくわかります。</p> <p>もともと、一応基本的には建前上、平成30年ぐらいから、幼稚園教育要領も保育所保育指針も3・4・5歳に関しては全く同じ保育内容が書いてあるのだけれども、何か以外に全然幼稚園と保育園で全然違うことをしているっていうのは実情で、私も保育の質の話をするときにはやっぱり子どものためにというところで、本来保育の質というのはこういうものなのだよっていうのが高いのと、それが高いからといってそれが保護者に選ばれてくるっていうのは別の話なので、本当に慎重に子どものためにどうなのかっていうのは今後、また出てきたときも地域の実情とか考えていく必要があるのかなとは思っています。</p>

高尾会長	<p>おっしゃる通りだというふうに思います。ただ制度としては1号認定と一緒にやると言うことが決まっておりますから、それは否定するのであれば国の方針を変えていただくしか方法はないというふうに思いますので、園側によく検討していただいてカリキュラム組んでいただいてやっていただくしかないかなというふうに思います。</p> <p>我々の意見としましては、愛泉保育園さんの1号認定に関しましては容認すると。それからいろんな意見があるので、今出ました意見を愛泉保育園さんに伝えていただくということをお願いしたいというふうに思います。今後の方針をどうするかということに関しては、よく検討して、こどもの発達の状況、こどもにとって何がいいかということ、それから地域の実情を踏まえて、よく判断をしていくということではいかがでしょうか。これ議事録に残りますので、こういう方針でいきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p>
こども家庭施策課長	<p>ありがとうございます。こども家庭施策課長です。</p> <p>本日いろいろご意見いただきましてありがとうございました。それで、まさに皆様おっしゃっていることを今後重く受けとめながら、また同じようなことがあれば、それは既存の園を運営されている方ですとか、こどもたち自身もそうなのですけれども、いろいろなことを考えた上で、我々も慎重に判断していかなければならないなと考えておりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。</p>
高尾会長	<p>それではこれもちまして、令和8年度第1回市川市子ども・子育て会議を終了いたします。</p>

【午前 11 時 50 分 閉会】